

Sk y安心G I G Aタブレット保証サービス（応用パッケージ）規程

■保証範囲

1. お客様の保証対象機器に以下のような故障が発生した場合、当社はお客様からの修理依頼に基づき保証修理を実施するものとします。

(a)取扱説明書や注意事項に従って正常に使用したにもかかわらず、保証対象機器に生じた内部の部品不具合等でメーカーの保証規定内の保証対象となる故障（以下、「自然故障」といいます。）

(b)破損、破裂、汚損、水濡れ（水没）等の外部的な要因に起因する、保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障（以下、「物損故障」といいます。）

2. 下記「保証修理の対象外となる事由等」のいずれかに該当する場合には、自然故障または物損故障であっても、本保証の対象外とします。
3. お客様の保証対象機器が盗難に遭い、警察への届出後、一週間を経過しても発見されなかった場合、お客様へ代替品を提供いたします。

■保証修理の対象外となる事由等

1. 本保証が効力を有する期間内であっても、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は本保証の対象外となります。また、保証修理を実施しても再発や拡大被害発生の恐れがあるとメーカーもしくは当社が判断した場合、保証修理を断ることがあります。
 - (1) お客様または第三者の故意もしくは過失またはメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事もしくは清掃に起因する場合。
 - (2) ハードディスクのデータ等の復元および手配などを行う場合。
 - (3) 当社または当社で定めた販売会社以外で行った点検、修理、改造に起因する場合。
 - (4) 取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等をいいます。）等、不適当な取扱いに起因する場合。ただし、教育基本法第5条に定められた義務教育を行う学校がお客様である場合に、授業や学校で定められた教育活動等において、学校教員が指導をしている際に保証対象機器を児童・生徒が利用して発生した物損故障については、当社がお客様から詳細事情を聴取し、当該事情を考慮したうえで、保証修理の対象外とするか否かを判断するものとします。
 - (5) 天災地変（地震、噴火、津波等）に起因する場合。
 - (6) 煙害、公害、塩害、温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合。
 - (7) 鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の動物や虫に起因する場合。
 - (8) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する場合（高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含みます。）。
 - (9) 市販の消耗品（電池、バンド等）またはメーカーの指定する消耗品の交換を行う場合。
 - (10) メーカー指定外の消耗品の設置または使用に起因する場合。
 - (11) 埃が多い所、煙や油煙の多い所、湿度の高い所、急激な温度変化がある所、振動が強い所、磁

石、スピーカーなどの磁気を発するものの近くなどで使用したことに起因する場合。

- (12) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他ソフトウェアに起因する場合。また、通信機能を搭載した機器で、本体に起因しない理由によってネットワーク接続が出来ない場合。
- (13) 紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が保証対象機器を保有しておらず、保証対象機器の状態が確認できない場合。ただし、盗難により保証対象機器を保有していない場合を除きます。
- (14) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当する場合（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、スプリング等のへたり、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、バッテリーの消耗、その他類似の事由等）。
- (15) 保証対象機器の機能および使用の際に影響の無い損害が生じている場合（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含みます）。
- (16) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する場合。
- (17) 保証対象機器の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に起因する場合。
- (18) 部品等保証対象機器の構成部分の一部分であって、保証対象機器中当該部分が無ければ、正常に保証対象機器が動作しなくなるまたは保証対象機器の本来の仕様を満たさなくなるものが、当社への保証対象機器の提供時点で欠落している場合（保証対象機器の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合を除きます。）。
- (19) 保証対象機器以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する場合。
- (20) 電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない状態での修理依頼に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等が生じた場合（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
- (21) 当社を經由せず修理をご依頼された場合、または保証対象機器を日本国外に持ち出された場合に日本国外から保証修理依頼をなされた場合。
- (22) 国または公共団体の公権力の行使に起因する場合。
- (23) 核燃料物質もしくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する場合。
- (24) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する場合。
- (25) 保証対象機器の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
- (26) 本保証以外の保険契約等（貸与されたタブレット本体、ACアダプタと同一の製品・付属品等を対象として締結された前項（保証の範囲）の損害または費用を補償する他の保険契約、共済契約または保証契約等をいいます。）により、金額にかかわらず保険金または共済金等が支払われた場合、または代替品の提供を受けた場合。
- (27) バッテリー単体の故障が生じた場合。